

判決年月日	平成18年8月9日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成18年（行ケ）10105号		
○ 「T E A M S」の欧文字を標準文字で横書きしてなる商標について，原告が，被告による商標登録の不使用取消審判請求の登録前3年以内に使用をしているとして，商標登録を取り消した審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法50条

本件商標は，「T E A M S」の欧文字を標準文字で横書きしてなり，指定役務を商標法施行令別表の区分による第39類「・・・」及び第42類「宿泊施設の提供の媒介又は取次ぎ，宿泊施設に関する情報の提供，飲食物の提供に関する契約の媒介又は取次ぎ，電子計算機の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，通訳，翻訳，会議室の貸与又は展示施設の貸与に関する契約の媒介又は取次ぎ」とするものである。

被告は，本件商標の指定役務のうち「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について，商標法50条1項に基づく商標登録の取消審判を請求し，審決は，本件商標が「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について使用しているとは認められないこと，作成年月日の記載のない書証からは使用の時期が明らかでないこと，及び商標権者又は通常使用権者のいずれかが使用しているか明らかでないことから，本件商標が，原告により「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について使用しているものとは認めることができないとして，「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について商標登録を取り消した。

本判決は，証拠により認定した事実によれば，原告の旅費精算・管理システムの提供は「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」に当たり，原告又は通常使用権者は，本件商標の審判の請求の登録前3年以内に，この旅費精算・管理システムをT E A M S（Travel Expense Accounting & Management System）と称して，提案書を顧客に交付したりしているから，「原告は，被告による商標登録の不使用取消審判請求の登録前3年以内において，本件商標を使用したものということができる。」として，商標登録を取り消した審決を取り消した。